2026 年 11 月 26 日
公益社団法人日本年金数理人会
理事長　森下章仁

会員資格要件の見直しについて

2026 年 4 月 3 日付「正会員の資格要件の規定見直しに向けたご案内」において、公益社団法人日本アクチュアリー会（以下「日本アクチュアリー会」といいます。）の資格試験・研修制度の改正に伴い、当会の正会員の資格要件を見直す予定である旨をご案内いたしました。

今般、2028 年 4 月 1 日以降に適用する会員資格要件の見直し案を取りまとめましたので、その内容を下記のとおりご案内いたします。

なお、見直しの内容は、総会の決議を経て確定します。

記

１．正会員の資格要件

2028 年 4 月 1 日以降の正会員の資格要件を、次のとおり見直します。2028 年 3 月 31 日時点で正会員である方は、2028 年 4 月 1 日以降も引き続き正会員とします。

【正会員の資格要件】

2028 年 3 月 31 日まで	2028 年 4 月 1 日以降
● 年金数理人であること	● 年金数理人であること
● 以下のいずれかを修了していること ・ 職業専門性研修 ・ 日本アクチュアリー会が実施するプロフェッショナリズム研修	● 以下のいずれかを修了していること ・ 職業専門性研修 ・ 日本アクチュアリー会が実施する第 2 次プロフェッショナリズム研修 ・ 2028 年 4 月 1 日前に日本アクチュアリー会が実施したプロフェッショナリズム研修
● 日本アクチュアリー会が実施する特定分野研修を修了していること	● 以下のいずれかを満たすこと※ ・ 日本アクチュアリー会が実施する「データとシステム」研修を修了し、かつ、日本アクチュアリー会が実施する資格試験（以下「アクチュアリー試験」といいます）の「会計・経済・金融システム」・「リスクマネジメント・投資理論」に合格している ・ 日本アクチュアリー会が実施する「データとシステム」研修を修了し、かつ、2028 年 4 月 1 日前に日本アクチュアリー会が実施した特定分野 2 研修を修了している ・ 2028 年 4 月 1 日前に日本アクチュアリー会が実施した特定分野研修（3 研修）を修了している

※ 既にアクチュアリー試験の全科目に合格している等の理由により、いずれの要件も満たすことができない方を対象として、アクチュアリー会の特定分野 2 研修の代替となる研修を当会にて実施する予定です。

２．準会員の資格要件

2028 年 4 月 1 日以降の準会員の資格要件を、次のとおり見直します。

2028 年 3 月 31 日時点で準会員である方は、2028 年 4 月 1 日以降も引き続き準会員とします。また、2028 年 3 月 31 日時点で現行の準会員要件を満たしている方については、2028 年 4 月 1 日以降も準会員要件を満たすものとします。

【準会員の資格要件】

2028 年 3 月 31 日まで	2028 年 4 月 1 日以降
● 以下のいずれかに該当する者 ・ 日本年金数理人会試験の全科目に合格 ・ アクチュアリー試験の全科目に合格 ・ アクチュアリー試験の第 1 次科目の全科目に合格し、年金数理人を目指し、当会の運営に貢献することを希望する 【アクチュアリー試験の第 1 次科目】 年金数理 数学 損保数理 生保数理 会計・経済・投資理論	● 以下のいずれかに該当する者 ・ 日本年金数理人会試験の全科目に合格 ・ アクチュアリー試験の全科目に合格 ・ アクチュアリー試験の第 1 次科目の全科目に合格し、年金数理人を目指し、当会の運営に貢献することを希望する 【アクチュアリー試験の第 1 次科目】 専門数理１ 数学 専門数理２ 会計・経済・金融システム リスクマネジメント・投資理論

３．年金数理人の要件

確定給付企業年金法施行規則第 116 条の 2 に定める年金数理人の要件そのものに変更はありません。一方、同要件に係る通知に定められている具体的な試験科目については見直しが行われる予定です。

４．アクチュアリー試験の合格科目の読み替え

従来、アクチュアリー試験の「年金数理」の合格者は、日本年金数理人会試験の「年金数理」に合格したものとみなしていました。今後、アクチュアリー試験の「生保数理」と「年金数理」が「専門数理１」に統合されることに伴い、アクチュアリー試験の「専門数理１」の合格者を、日本年金数理人会試験の「年金数理」に合格したものとみなします。

５．参考資料

当会における現在の取扱いおよび日本アクチュアリー会の制度見直しについては、以下をご参照ください。

・資格試験・研修制度の見直しについて（日本アクチュアリー会）

・日本アクチュアリー会「資格試験・研修制度の見直しについて」（２０２６年４月３日付ニュース）

・「正会員となるための要件の変更について（２０２４年４月１日実施予定)」（２０２３年２月６日付ニュース）

・「公益社団法人日本年金数理人会定款」「会員の資格要件に関し定款の規定に基づいて研修等を指定する件」

以上